

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成27年6月13日 08時30分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市瀬戸漁港堂ノ浦地区南東方沖 瀬戸港堂ノ浦西防波堤灯台から真方位157°37.5m付近 (概位 北緯34°12.9′ 東経134°35.4′)
インシデントの概要	プレジャーボートみゆは、北西進中、浅瀬に座洲した。
インシデント調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート みゆ、3.2トン 280-42680徳島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型 同乗者A、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1m/s、視程 約2,000m 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、鳴門市所在の定係地のマリーナを出発し、鳴門市北泊へ向かった。</p> <p>本船は、船長が操船に当たり、同乗者Aを操舵につけ、鳴門市宮ノ鼻西方沖を約10ノットの対地速力で北西進中、行会い船と左舷対左舷で通過しようとしたところ、平成27年6月13日08時30分ごろ、右方の陸地から南西方向へ伸びた浅瀬（砂地、以下「本件浅瀬」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、同乗者Aが小型船舶操縦免許取得後、初めての操舵であったので、同乗者Aの左横で指導していたが、GPSプロッターを見っておらず、本件浅瀬に寄って航行していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、本インシデント発生場所付近を航行した経験があり、本件浅瀬があることを知っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。</p>
分析	本船は、船長が、GPSプロッターを利用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件浅瀬に向けて航行し、座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、GPSプロッターを利用して船位の確認を適切に行わなかったため、本件浅瀬に向けて航行し、座洲したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターを有効に利用して船位の確認を行うこと。
-----------	---